議案第２号

へき地手当等に関する規則の一部改正について

平成30年３月８日提出　　岩手県人事委員会　委員長　　熊谷　隆司

第１　趣旨

へき地学校、準へき地学校及び指定学校（以下「へき地等学校」という。）の統廃合等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第２　規則案の内容

（１）　へき地等学校の統廃合に伴い、廃止される学校を削除すること。（別表第１及び別表第２関係）

（２）　奥州市の地域自治区の廃止に伴い、所要の整備を行うこと。（別表第１、別表第２及び別表第３関係）

第３　施行期日（附則関係）

平成30年４月１日から施行すること。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月　日

岩手県人事委員会

委員長　熊　谷　隆　司

岩手県人事委員会規則第　号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表第１（第２条、第３条関係）

小学校

所管教育事務所	学　校	所在地	級別区分
［略］			
県南教育事務所	木細工小学校	奥州市江刺区米里	［略］
	本寺小学校	一関市厳美町	［略］
	大田代小学校	奥州市江刺区田原	
	伊手小学校	奥州市江刺区伊手	
	人首小学校	奥州市江刺区米里	
	梁川小学校	奥州市江刺区梁川	
［略］			
県北教育事務所	小国小学校	久慈市山形町小国	３級
	霜畑小学校	［略］	［略］
	［略］	［略］	
	［略］		

中学校

所管教育事務所	学　校	所在地	級別区分
［略］			
県南教育事務所	本寺中学校	一関市厳美町	［略］
	田原中学校	奥州市江刺区田原	
沿岸南部教育事務所	気仙中学校	陸前高田市気仙町	［略］
	有住中学校	［略］	
［略］			

［略］

別表第２（第２条関係）

小学校

改正後

別表第１（第２条、第３条関係）

小学校

所管教育事務所	学　校	所在地	級別区分
［略］			
県南教育事務所	木細工小学校	奥州市江刺米里	［略］
			［略］
	大田代小学校	奥州市江刺田原	
	伊手小学校	奥州市江刺伊手	
	人首小学校	奥州市江刺米里	
	梁川小学校	奥州市江刺梁川	
［略］			
県北教育事務所			
	霜畑小学校	［略］	［略］
	［略］	［略］	
	［略］		

中学校

所管教育事務所	学　校	所在地	級別区分
［略］			
県南教育事務所			［略］
	田原中学校	奥州市江刺田原	
沿岸南部教育事務所			［略］
	有住中学校	［略］	
［略］			

［略］

別表第２（第２条関係）

小学校

所管教育事務所	学　校	所在地
盛岡教育事務所	柏台小学校	［略］
	橋場小学校	岩手郡雫石町橋場
	葛巻小学校	［略］
県南教育事務所	［略］	［略］
	広瀬小学校	奥州市江刺区広瀬
［略］		

［略］

別表第３（第２条関係）

小学校

所管教育事務所	学　校	所在地
［略］		
県南教育事務所	胆沢愛宕小学校	奥州市胆沢区若柳
［略］		

中学校

所管教育事務所	学　校	所在地
県南教育事務所	江刺南中学校	奥州市江刺区藤里
	江刺東中学校	奥州市江刺区玉里
［略］		

［略］

所管教育事務所	学　校	所在地
盛岡教育事務所	柏台小学校	［略］
	葛巻小学校	［略］
県南教育事務所	［略］	［略］
	広瀬小学校	奥州市江刺広瀬
［略］		

［略］

別表第３（第２条関係）

小学校

所管教育事務所	学　校	所在地
［略］		
県南教育事務所	胆沢愛宕小学校	奥州市胆沢若柳
［略］		

中学校

所管教育事務所	学　校	所在地
県南教育事務所	江刺南中学校	奥州市江刺藤里
	江刺東中学校	奥州市江刺玉里
［略］		

［略］

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部改正について

1　改正の趣旨

へき地学校、準へき地学校及び指定学校（以下「へき地等学校」という。）の統廃合に伴い、所要の改正を行うこと。

2　へき地手当等の概要

（1）　へき地手当等の目的

教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へき地における教育の特殊事情に鑑み、へき地教育に優秀な人材を確保し、へき地における教育振興と教育の水準の向上を図ろうとするもの。

（2）　へき地手当等の概要

へき地手当等は、指定基準の合計点数により級別区分等が決定され、当該区分等に応じた支給割合が定められている。

級別区分等	５級別	４級別	３級別	２級別	１級別	準へき地	指定※
支給割合	18%	15%	12%	９%	６%	３%	―
指定基準の合計点数	200 点以上	160～199 点	120～159 点	80～119 点	45～79 点	35～44 点	30～34 点

※　指定：へき地、準へき地と比較し、交通の条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない度合が低いため、へき地手当に準ずる手当のみ支給

①　へき地手当

へき地等学校に勤務する教職員に対し、級別区分に応じ支給される手当

○　手当額の算定方法：（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

②　へき地手当に準ずる手当

へき地等学校への異動や勤務するへき地等学校の移転に伴い住居移転をした場合、６年以内の期間支給される手当（へき地手当との併給が可能）

○　手当額の算定方法：（給料の月額＋扶養手当の月額）×３％

※　異動等の日から起算して５年に達した後は１％の支給割合に減じる。

（3）　へき地等学校の指定基準

へき地等学校は、当該学校の所在地のへき地条件の程度を測定する「基準点数」と、基準点数の算定方法では補足し難い特別のへき地条件を測定する「調整点数」を合計した「合計点数」により指定される。（６年ごとに見直しを実施。直近の見直しは平成 27 年に実施。）

※　共同調理場は、最寄りの小・中学校の級別区分等により指定を行う。

3　改正の内容

（１）　学校の統廃合に係る改正

ア　別表第１（へき地学校）

【小学校】

		改正前			改正後	
教育事務所	市町村名	学校名	廃止等	級別区分等	学校名	級別区分等
県南	一関市	厳美小学校	—	無	厳美小学校（統合）	無
		本寺小学校	**廃止**	**１級**		
県北	久慈市	**山形小学校**	**—**	**１級**	山形小学校（統合）	１級
		小国小学校	**廃止**	**３級**		

【中学校】

		改正前			改正後	
教育事務所	市町村名	学校名	廃止等	級別区分等	学校名	級別区分等
県南	一関市	厳美中学校	—	無	厳美中学校（統合）	無
		本寺中学校	**廃止**	**１級**		
沿岸	陸前高田市	**第一中学校**	**—**	**無**	第一中学校（統合）	無
		気仙中学校	**廃止**	**１級**		

イ　別表第２（準へき地学校）

【小学校】

		改正前			改正後	
教育事務所	市町村名	学校名	廃止等	級別区分等	学校名	級別区分等
盛岡	雫石市	御明神小学校	—	無	御明神小学校（統合）	無
		橋場小学校	**廃止**	**準**		

（２）　奥州市の地域自治区（区制）の廃止に係る改正

平成 30 年３月を期限として設置されている地域自治区（区制）の廃止に伴う所在地の変更

地域自治区域自治区名	平成 30 年３月 31 日までの表示	平成 30 年４月１日からの表示
水沢区	奥州市水沢区〇〇	奥州市水沢〇〇
江刺区	奥州市江刺区〇〇	奥州市江刺〇〇
前沢区	奥州市前沢区〇〇	奥州市前沢〇〇
胆沢区	奥州市胆沢区〇〇	奥州市胆沢〇〇
衣川区	奥州市衣川区〇〇	奥州市衣川〇〇

ア　別表第１（へき地学校）

【小学校】

		改正前			改正後
教育事務所	市町村名	学校名	級別区分等	所在地	所在地
県南	奥州市	木細工小学校	２級	奥州市江刺**区**米里	**奥州市江刺米里**
		大田代小学校	１級	奥州市江刺**区**田原	**奥州市江刺田原**
		伊手小学校		奥州市江刺**区**伊手	**奥州市江刺伊手**
		人首小学校		奥州市江刺**区**米里	**奥州市江刺米里**
		梁川小学校		奥州市江刺**区**梁川	**奥州市江刺梁川**

【中学校】

		改正前			改正後
教育事務所	市町村名	学校名	級別区分等	所在地	所在地
県南	奥州市	田原小学校	１級	奥州市江刺**区**田原	**奥州市江刺田原**

イ　別表第２（準へき地学校）

【小学校】

		改正前			改正後
教育事務所	市町村名	学校名	級別区分等	所在地	所在地
県南	奥州市	広瀬小学校	準	奥州市江刺**区**広瀬	**奥州市江刺広瀬**

ウ　別表第３（指定学校）

【小学校】

		改正前			改正後
教育事務所	市町村名	学校名	級別区分等	所在地	所在地
県南	奥州市	胆沢愛宕小学校	指定	奥州市胆沢**区**若柳	**奥州市胆沢若柳**

【中学校】

		改正前			改正後
教育事務所	市町村名	学校名	級別区分等	所在地	所在地
県南	奥州市	江刺南中学校	指定	奥州市江刺**区**藤里	**奥州市江刺藤里**
		江刺東中学校	指定	奥州市江刺**区**玉里	**奥州市江刺玉里**

4　施行期日等

平成 30 年４月１日から施行すること。

〔経過措置について〕

所在地に変更がないへき地等学校について、改正により級別区分等が下がる学校又は無指定となる学校に引き続き勤務する職員については、見直し前に受けていたへき地手当等の月額を保障する経過措置を設けることとしているが、今回の改正においては該当なし。（今回の改正により級別区分等が下がる学校又は無指定となる学校はすべて移転を伴うこと。）

5　参考（へき地教育振興法施行規則から抜粋）

【へき地学校等の指定基準に係る基準点数及び調整点数の算定要素】

基準点数の算定要素	最高点	調整点数の算定要素	最高点
駅又は停留所までの距離	40	飲料水の状況	10
旧総合病院までの距離	12	不健康地	20
病院までの距離	12	児童生徒の通学距離	10
診療所までの距離	12	図書館・博物館までの距離	10
高等学校までの距離	24	教員数	20
郵便局（簡易局含む）までの距離	12	分校	10
市町村教委（支所含む）までの距離	24	ブロードバンドサービス又は携帯電話	5
金融機関までの距離	12	都市近郊調整	△30
スーパーマーケットまでの距離	12		
市の中心地までの距離	12	**基準点数の加点要素**	**最高割増率**
県庁所在地までの距離	12	交通機関の運行回数（1 日 8 回以下）	1/2